(趣旨)

第1条 市長は、胎内市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、新潟県と共同して行う胎内市移住・就業等支援事業に関して、予算の範囲内において移住支援金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県移住・就業支援事業及び新潟県起業支援事業実施要領(以下「県実施要領」という。)及び胎内市補助金等交付規則(平成20年規則第1号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(交付金額)

- 第2条 移住支援金の交付金額は、申請時において次条第1項の要件を満たす者の申請に基づき、2人以上の世帯(以下「複数人世帯」という。)の場合にあっては最大100万円、単身の世帯(以下「単身世帯」という。)の場合にあっては最大60万円とする。ただし、複数人世帯の場合であっても次条第2項の要件を満たさないときは、単身世帯とみなす。
- 2 前項の規定にかかわらず、申請時において18歳未満の世帯員を帯同して移住している場合は、18歳未満の者1人につき100万円を加算する。
- 3 移住支援金は、胎内市中小企業等支援事業補助金交付要綱(平成30年告示第42号) 第2条第8号に規定するはたらく支援事業に係る補助金又は胎内市子育て世帯移住支 援金交付要綱(令和6年告示第54号)に基づく子育て世帯移住支援金と重複して受け ることはできない。

(対象者要件)

- 第3条 移住支援金の対象者は、第1号に掲げる要件に該当し、かつ、第2号から第5号までに掲げる要件のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 移住等に関する要件として、次のアからウまでのいずれにも該当すること。
 - ア 移住元に関する要件として、次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当すること。 ただし、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)の うちの条件不利地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3

年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。以下同じ。)以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、当該通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

- (ア)胎内市に住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、東京23区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。
- (イ)胎内市に住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、東京23区内への通勤をしていたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3月前までを当該1年の起算点とすることができる。
- イ 移住先に関する要件として、次の(ア)から(エ)までのいずれにも該当すること。
 - (ア)国から新潟県への本事業に係る交付金の交付決定がされた後であって、新潟県において移住支援事業の詳細が移住希望者に対し公表された後に、胎内市に住民票を移して転入(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条第1項に規定する転入をいう。以下同じ。)をしたこと。
 - (イ)移住支援金の交付申請時において、胎内市に転入後1年以内であること。
 - (ウ)移住支援金の交付申請の日から起算して5年以上、胎内市に継続して居住する意思を有していること。
 - (エ) 同一世帯で胎内市子育て世帯移住支援金交付要綱に基づく子育て世帯移住支援金を受給した者がいないこと。
- ウ その他の要件として、次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当すること。
 - (ア)胎内市暴力団排除条例(平成23年条例第23号)に規定する暴力団員又は暴力 団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
 - (イ) 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、

定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有するものであること。

- (ウ) その他新潟県又は胎内市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でない こと。
- (2) 就業に関する要件として、次のア又はイのいずれかに該当すること。
 - ア イに掲げる者以外に該当する場合に関する要件として、次の(ア)から(キ)までのいずれにも該当すること。
 - (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
 - (イ) 就業先が県実施要領第5の2(1)に規定するマッチングサイト(以下「マッチングサイト」という。)に求人情報を掲載した法人等(以下「移住支援金対象法人等」という。)であること。
 - (ウ) 就業者の3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職を務めている移住支援金対象法人等への就業でないこと。
 - (エ)週20時間以上の無期雇用契約に基づいて移住支援金対象法人に就業し、移住 支援金の交付申請時において当該法人に連続して3月以上在職していること。
 - (オ) (イ) に規定する求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
 - (カ)移住支援金対象法人に、移住支援金の交付申請の日から起算して5年以上継続して勤務する意思を有していること。
 - (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である
 - イ 専門人材の場合に関する要件として、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和元年12月20日閣議決定)において盛り込まれた地域人材支援戦略パッケージの一環であるプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就職した者で、次の(ア)から(オ)までのいずれにも該当すること。
 - (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
 - (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
 - (ウ) 就業先において、移住支援金の交付申請の日から起算して5年以上継続して 勤務する意思を有していること。
 - (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である

こと。

- (オ)目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等離職することが 前提でないこと。
- (3) テレワークに関する要件として、次のア及びイのいずれにも該当すること。
 - ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、胎 内市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
 - イ デジタル田園都市国家構想交付金 (デジタル田園都市国家構想交付金制度要綱 (令和5年1月25日付け府地創第414号、府地事第878号、4農振第2457号、国総 政第31号、環循適発第2301251号)) (デジタル実装タイプ (地方創生テレワーク型)) 又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に 資金提供されていないこと。
- (4) 胎内市や胎内市の地域の人々と関わりを有する者(以下「関係人口」という。) に関する要件として、次のア又はイのいずれかに該当すること。
 - ア 胎内市に転入する前に、胎内市が設置するたいないサポーターズクラブに登録していること。
 - イ 胎内市に転入する日前2年以内に、胎内市が実施する移住体験ツアーに参加した 経験を有すること、又は移住体験住宅(胎内市お試し移住体験制度実施要綱(平成29年告示第102号)第2条に規定する移住体験住宅をいう。)の利用経験を有す ること。
- (5) 起業に関する要件として、県実施要領第6に規定する起業支援事業に係る起業支援金(以下「起業支援金」という。)の交付決定を受けていること。
- 2 前項に規定するもののほか、複数人世帯の申請の場合には、複数人世帯に関する要件として、次の各号のいずれにも該当すること。
 - (1) 移住支援金の交付を申請する者(以下「移住支援金申請者」という。)を含む2 人以上の世帯員が移住元において、移住支援金申請者と住民票の上で同一世帯に属 していたこと。
 - (2) 移住支援金申請者を含む2人以上の世帯員が移住支援金の交付申請時において、 移住支援金申請者と住民票の上で同一世帯に属していたこと。
 - (3) 移住支援金申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、国から新潟県への本事業

に係る交付金の交付決定がされた後であって、新潟県において移住支援事業の詳細 が移住希望者に対し公表された後に、胎内市に転入したこと。

- (4) 移住支援金申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、移住支援金の交付申請時 において、胎内市に転入後1年以内であること。
- (5) 移住支援金申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、胎内市暴力団排除条例に 規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこ と。

(交付申請)

第4条 移住支援金の交付を希望する者は、胎内市移住支援金交付申請書(様式第1号) に、市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

- 第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに胎内市移住支援金交付決定通知書(様式第3号。以下「交付決定通知書」という。)を当該申請者に交付し、移住支援金を交付するものとする。
- 2 市長は、審査の結果、移住支援金を交付することが不適当であると認める場合又は 予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付ができない場合は、その旨 を当該申請者に通知するものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第6条 移住支援金申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決 定通知書の再交付を必要とするときは、胎内市移住支援金交付決定通知書再交付申請 書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに交付決定通知書に再交付である旨を記載し、当該申請者に交付するものとする。

(返還請求)

第8条 市長は、移住支援金の交付を受けた者(以下「移住支援金受給者」という。) が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定めるとおり移住支援金の全 額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用法人の倒産、災害、病気等その対象となる移住支援金受給者においてやむを得ない事情があるものとして胎内市が新潟県と協議して認めた場合は、この限りでない。

- (1) 虚偽の申請等を行っていた場合 全額
- (2) 移住支援金の交付申請の日から3年未満のうちに胎内市から転出した場合 全額
- (3) 第3条第1項第2号に掲げる要件を満たす移住支援金の交付申請の日から1年以内に移住支援金の交付要件を満たす職を辞した場合 全額
- (4) 起業支援金に係る交付決定を取り消された場合 全額
- (5) 移住支援金の交付申請の日から3年以上5年以内に胎内市から転出した場合 半 額

(交付申請及び返還に係る情報提供)

- 第9条 胎内市は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める情報を速やかに新潟 県に提供するものとする。
 - (1) 第4条に規定する交付申請があったとき 当該移住支援金の交付申請に関する情報及び当該移住支援金受給者の就業先に関する情報
 - (2) 前条に規定する返還請求を行うとき 当該移住支援金返還対象者に関する情報 (その他)
- 第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、胎内市が新潟県と協議して定める。

附則

この告示は、令和元年5月17日から施行する。

附 則(令和2年2月6日告示第6号)

(施行期日)

1 この告示は、令和2年2月6日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の第3条第1項第1号アの規定は、施行日以後に転入した者 について適用し、施行日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則(令和3年4月1日告示第61号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の胎内市移住支援金交付要綱の規定は、令和3年3月3日以後に胎内市に転入をした者について適用し、同日前に胎内市に転入をした者については、なお従前の例による。

附 則(令和3年5月6日告示第86号)

この告示は、令和3年5月6日から施行する。

附 則(令和4年3月29日告示第43号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の胎内市移住支援金交付要綱の規定は、令和4年4月1日以 後に胎内市に転入をした者について適用し、同日前に胎内市に転入をした者について は、なお従前の例による。

附 則(令和5年1月31日告示第10号)

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

附 則(令和5年3月17日告示第29号)

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の胎内市移住支援金交付要綱の規定は、令和5年4月1日以 後に胎内市に転入をした者について適用し、同日前に胎内市に転入をした者について は、なお従前の例による。

附 則(令和5年3月17日告示第33号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年4月1日告示第54号)

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の胎内市移住支援金交付要綱の規定は、令和6年4月1日以 後に胎内市に転入をした者について適用し、同日前に胎内市に転入をした者について は、なお従前の例による。 (あて先) 胎内市長

胎内市移住支援金交付申請書

胎内市移住支援金交付要綱第4条の規定に基づき、移住支援金の交付を申請します。 なお、市の担当部局が申請内容確認のために、市が保有する私の住民登録情報を閲覧することに 同意します。

1 申請者欄

	P14 11					
フ	リ	ガ	ナ			生年月日
氏			名			
住			所	Ŧ	電話 番号	
メー	・ルア	・ドレ	/ ス			

2 移住支援金の内容(該当する欄に○を付けてください)

世帯区分	単身 世帯	複数人 世帯	複数人世帯の場合は、同時に移住した 世帯員の数(1の申請者は含まない。)	人
移住支援金	就業	就業 (専門人材)	上記家族の人数のうち、18歳未満の方 の人数	人
の種類	テレ ワーク	関係 人口	起業	

3 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください)※

別紙「移住支援金の交付申請に関する誓約事 項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙「移住・就業等支援事業に係る個人情報の 取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、胎内市に居住す る意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
(就業・起業の場合のみ記載) 申請日から5年以上継続して、就業・起業する 意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
申請者を含む世帯員全てが、胎内市暴力団排除 条例に規定する暴力団員又は暴力団員と社会 的に非難されるべき関係を有する者でないこ とについて	A. 該当する	B. 該当しない
(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者、取締役などの経営を担 う者との関係	A. 3親等以内の親 族に該当しない	B. 3親等以内の親 族に該当する
(テレワークの場合のみ記載) 胎内市への移住の意思について	A. 自己の意思であ る	B. 所属からの命令 である
胎内市中小企業等支援事業補助金交付要綱第 2条第8号に規定するはたらく支援事業補助 金との重複申請について	A. 該当しない	B. 該当する

[※] 各種確認事項のB. に該当する場合は、移住支援金の交付対象となりません。

4 移住元 (転入前) の住所

 19 11.76	(サンノ くロリ)	V 111/1	
住	所	₹	

5 (東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載)東京23区への在勤履歴

期間		就業先				就美				
6 (テレワークに	・トス殺什	老のひ記	裁) 致仕	後の月	上大仆	V □				
	- よる後圧	1日 V フップ 同し	蚁 / 19江	「文マンコ	C101/\	1/L				
勤 務 先 部 署										
住所	〒									
//I										
勤務先へ行く頻度	週·月·	• 年	回程度/	/行く	ことに	はない	/その	他()
	l									
※添付書類	-1									
【必ず必要な書類	-	書の写り								
□ ①写真付き			の時根の、	. \						
□ ②別紙(誓					の担ム	の扱ん	- 古極/	ムのな	仕な中継っ	トス担人は
□ ③移住元の	住氏宗陈 を含む。)		(後数八	、	ク場百	*0ノ1多1:	土又按3	並の文	竹を甲前り	の場合は、
□ 電報員の □ ④振込先 が	,		帳の写1							
【該当する要件ご				/						
<雇用される者				i	冬仕不	无旧抽土	ポを除く	2 DI	大同じ.)	から 直 方 23
区に通勤してい			71 V / / / / / / / / / / / / / / / / / /		*II'I	1.12502	× C 191	\ o Ø	1 1m3 007	10 10 JK JK 20
			業等の就	業証明	月書等	(移住	元の有	動地。	在勤期間	及び雇用保
	験者であ					(1)	.,		122/3//31/13	<i>у</i> со /ш/п//
※就業証明						、法定	の退職	証明書	書又は離職	票でも可
<法人経営者又										
□ ⑥開業届出										
<東京23区以外										就職した場
合>	,,,,,,,					, - ,				
□ ⑦卒業証明	書等(在	学期間や	卒業校を	確認で	できる	書類)				
□ ⑧東京23区							元での	在勤地	也、在勤期	間及び雇用
	保険者で								_,	
							の退職	証明書	書又は離職	票でも可
<要件を満たす										,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
□ ⑨就業先企			(様式第	52号	(その	1))				
<要件を満たす				-						
□ ⑩起業支援			書の写し	,						
くテレワークの	要件に該	当する場	合>							
□ ⑪所属先企				52号	(その	2))				
<関係人口の要										
□ ⑫関係人口	であるこ	とを証す	る書類等	<u> </u>						
<複数人世帯で										
⑬転入前、			に属する	世帯貞	員であ	ること	を証す	トる書類	領	

管理コード(新潟県及び胎内市使用欄)

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 移住・就業等支援事業に関する報告及び立入調査について、新潟県及び胎内市から調査を求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、胎内市移住支援金交付要綱第8条の規定に基づき、速やかに胎内市に報告し、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 虚偽の申請等を行っていた場合:全額
 - (2) 移住支援金の交付申請の日から3年未満のうちに胎内市から転出した場合:全額
 - (3) 起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合:全額
 - (4) 移住支援金の交付申請の日から3年以上5年以内に胎内市から転出した場合:半額 (就業の場合)
 - (5) 胎内市移住支援金交付要綱第3条第1条第2号に掲げる要件を満たす移住支援金の交付申請の日から1年以内に移住支援金の交付要件を満たす職を辞した場合:全額

移住・就業等支援事業に係る個人情報の取扱い

新潟県及び胎内市は、移住・就業支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の 保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、新潟県及び胎内市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住・就 業等支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県又は他の市区町 村に提供し、又は確認する場合があります。

年 月 日

(あて先)胎内市長

所在地 事業者名 代表者名 電話番号 担当者

就業証明書(移住支援金の申請書)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者、取 締役などの経営を担 う者との関係 ※マッチングサイト 掲載求人の場合	3親等以内の親族に該当しない
※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事	目的達成後に離職することが前提ではない
業を利用している場 合のみ	□ プロフェッショナル人材事業 □ 先導的人材マッチング事業

新潟県移住・就業等支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、新潟県及び 胎内市の求めに応じて、新潟県及び胎内市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。 様式第2号(第4条関係) (その2) (テレワーク)

年 月 日

(あて先)胎内市長

所在地 事業者名 代表者名 電話番号 担当者

就業証明書(移住支援金の申請用)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 (移住前)	
勤務者住所 (移住後)	
勤務先部署の 所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令(転勤、出向、出張、研修等を含む)ではない
テレワーク交付金	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業による資金提供をしていない

新潟県移住・就業等支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、新潟県及び胎内市の求めに応じて、新潟県及び胎内市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

年 月 日

様

胎内市長

胎内市移住支援金交付決定通知書

胎内市移住支援金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金

○振込予定日 年 月 日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合があります。御了承ください。 ※移住支援金は、御登録いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名:

振込先口座番号(下3桁):

振込先口座名義:

(備考)

- 1 胎内市は、胎内市移住支援金交付要綱第8条の規定に基づき、以下の場合には、移住 支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・虚偽の申請等を行っていた場合:全額
 - ・移住支援金の交付申請の日から3年未満のうちに胎内市から転出した場合:全額
 - ・起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合:全額
 - ・移住支援金の交付申請の日から3年以上5年以内に胎内市から転出した場合:半額 (就業の場合)
 - ・胎内市移住支援金交付要綱第3条第1項第2号の要件を満たす移住支援金の交付申請の日から1年以内に移住支援金の交付要件を満たす職を辞した場合:全額
- 2 胎内市は、胎内市補助金等交付規則第23条の規定に基づき、新潟県移住・就業支援事業及び新潟県起業支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項

の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容で申請したものと推定し、備考1に定める移住支援金の返還請求を行う場合があります。

- 3 住宅金融支援機構が実施しているフラット 35 地方移住支援型の金利引下げの適用について
 - ・この通知書は、フラット 35 地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合は、フラット 35 地方移住支援型の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金を受領した方に対するフラット 35 地方移住支援型の金利引下げ制度の適用 を受けるためには、交付決定日から起算して 5 年以内に取扱金融機関への申込みが必 要となります。
- 4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
 - ・この通知書は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等 の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	

(あて先) 胎内市長

住所 氏名

胎内市移住支援金交付決定通知書再交付申請書

年 月 日付けで通知のあった交付決定通知書について、紛失等したので再交付を申請します。

記

紛失等の内容		

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第4条関係)

様式第3号(第5条関係)

様式第4号(第6条関係)